

相模原市土木設計業務等共通仕様書 新旧対照表【平成 30 年 4 月 1 日改訂】

土木設計業務等共通仕様書

| (旧) | (新) |
|--|--|
| <p>第 17 条 成果物の提出</p> <p>1 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。</p> <p>4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・平成 28 年 3 月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】（相模原市・平成 20 年 11 月）」に基づくものとする。</p> <p>第 19 条 検査</p> <p>1 受注者は、契約書第 31 条第 1 項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。</p> <p>2 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> | <p>第 17 条 成果物の提出</p> <p>1 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。</p> <p>4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・平成 28 年 3 月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【業務編】（相模原市）」に基づくものとする。</p> <p>第 19 条 検査</p> <p>1 受注者は、契約書第 31 条第 1 項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。</p> <p>2 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> |

(1) 設計業務等成果物の検査

(2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン
(案)【業務編】(相模原市・平成20年11月)」に基づくものとする。

(1) 設計業務等成果物の検査

(2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【業
務編】(相模原市)」に基づくものとする。